経済産業省

DX認定制度の概要及び申請のポイントについて

2021年8月6日
経済産業省　商務情報政策局
情報技術利用促進課

デジタルトランスフォーメーション（DX）の定義

- 経済産業省におけるDXの定義

“企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること”

- **Transformation = Trans + formation**

  Trans:「向こう側へ」を意味する接頭辞。英語圏の慣習で省略の際は”X”と標記

  – Change, Alter, Modify 等が類義語だが、どれも、部分的な変化を意味するが、
  – **Transformation** は**完全な変化**を意味することがポイント。

Digitization（単なるデジタル（離散値）化）と
Digitalization（デジタル技術による変革）として、区別されることも。

デジタルトランスフォーメーションとは一体何か

・プロセスを電子化する
・データをとって使う
・レガシーを刷新する
・人間をAIにおきかえる

のではない

デジタルトランスフォーメーションとは一体何か

・デジタル技術をつかって
・つながり方を変えて
・本当にやりたかったことをやる

＝経営戦略とデジタル戦略は一体
＝ユーザー視点で新しい価値を提供

【参考】デジタル技術でできることの例

- 人が介在せずに処理できる
  - ほとんどの処理を後ろ側で実現（例：キャッシュレス飲食店と予約システム）
  - 場所、距離、能力の制約がない
- 専用機が要らない
  - 多くの処理はパソコン上の処理→クラウドで実現（要するに「オープン」の組み合わせ）
  - 「特別なシステム」は限られたものに。→競争領域のみ
  - ビジネスの変化に応じて資源の再分配が可能
  - よって「ソフトウェア・ファースト」でビジネス設計が可能に。
- トレーサビリティ確保・可視化ができる
  - 途中経過がわかるように
  - データを踏まえた意思決定、あるいは改善
  - AIの活用

「顧客価値の最大化」（そのためのビジネス設計）が競争の主戦場へ

DX認定制度

- 国が策定した指針を踏まえ、優良な取組を行う事業者を、申請に基づいて認定
- **Webサイト等の公表媒体をもって「企業がデジタルによって自らのビジネスを変革する準備ができている状態（DX-Ready）」であることが確認できた事業者を認定（他の事業者との比較は行わない）**
- 詳細はHPを参照：https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxcp.html

申請対象

全ての事業者（法人と個人事業者。法人は会社だけではなく、公益法人等も含みます）が対象となります。
※申請手続きや認定時、認定の維持において費用が発生することはありません。

申請期間

申請は通年で可能です（一年間を通していつでも申請が可能）。

〇申請～認定までの流れ

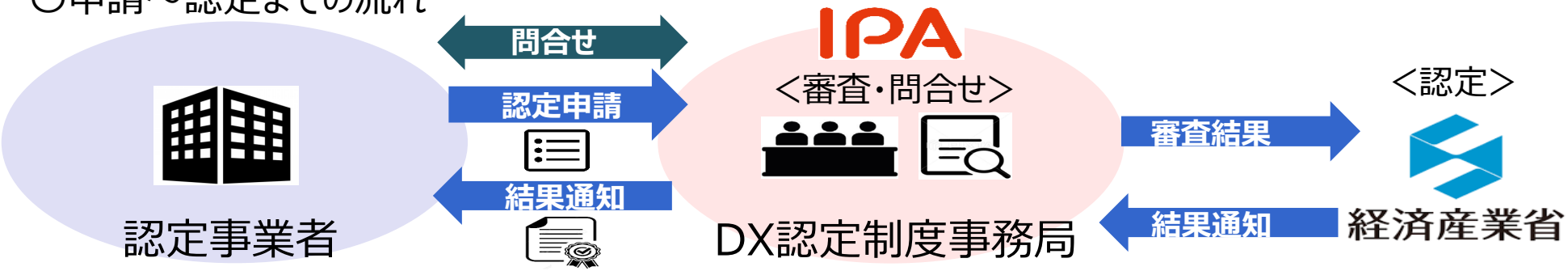

DX認定制度による認定を受けることのメリット

- 認定事業者は、**認定事業者一覧としてIPAのホームページで公表**されると共に、「自社がDXに積極的に取り組んでいる企業」であることをPRするための**ロゴマークを利用可能**
- ロゴマーク提供の他、以下の各種支援措置が受けられる

DX認定制度　ロゴマーク

DX認定
Digital Transformation Certification

【ロゴマークのコンセプト】
DXのスタートラインに立つ、という企業をイメージしながら、右方向に進むスタートラインである左端に差し色を入れています。

税制による支援措置

＜DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制＞
産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設。部門・拠点ごとではない全社レベルのDXに向けた計画を主務大臣が認定した上で、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除（５％又は３％）もしくは特別償却30％を措置します。

中小企業者を対象とした金融による支援措置

＜日本政策金融公庫による融資＞
DX認定を受けた中小企業者が行う設備投資等に必要な資金について、基準利率よりも低い利率で融資を受けることができます。

＜中小企業信用保険法の特例＞
中小企業者は、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用するために必要となる設備資金等について、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

※上記各種支援措置には別途申請要件等が設けられております。詳しくは各制度のHP等をご覧ください。

【参考】2021年8月1日時点のDX認定事業者数は161事業者

アフラック生命保険株式会社	清水建設株式会社	株式会社日立製作所	株式会社大和証券グループ本社	大日本印刷株式会社	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
三井住友海上火災保険株式会社	株式会社荏原製作所	株式会社IDホールディングス	株式会社トプコン	三井不動産株式会社	明治安田生命保険相互会社
MS＆AD インシュアランスグループホールディングス株式会社	東急不動産ホールディングス株式会社	ヤマトホールディングス株式会社	株式会社三菱総合研究所	SBIインシュアランスグループ株式会社	エイデイケイ富士システム株式会社
株式会社Casa	株式会社多摩川ホールディングス	株式会社大林組	ユナイテッド株式会社	株式会社ミライト・ホールディングス	丸紅株式会社
日本電気株式会社	ヤマハ発動機株式会社	凸版印刷株式会社	アサヒグループホールディングス株式会社	テクノプロ・ホールディングス株式会社	株式会社ライフコーポレーション
株式会社スギ薬局	日本製鉄株式会社	日本航空株式会社	株式会社ベネッセホールディングス	SCSK株式会社	塩野義製薬株式会社
TDCソフト株式会社	日立建機株式会社	第一生命ホールディングス株式会社	日本電信電話株式会社	ENEOSホールディングス株式会社	株式会社NTTドコモ
富士通株式会社	THK株式会社	サントリー食品インターナショナル株式会社	東京海上ホールディングス株式会社	株式会社丸井グループ	リコージャパン株式会社
AGC株式会社	ヤマハ株式会社	帝人株式会社	株式会社クレスコ	株式会社資生堂	森ビル株式会社
朝日生命保険相互会社	株式会社野村総合研究所	株式会社トリドールホールディングス	リコーリース株式会社	EY新日本有限責任監査法人	株式会社ローソン
株式会社メタップス	トッパン・フォームズ株式会社	日本情報クリエイト株式会社	ダイキン工業株式会社	合同会社ケトハ	株式会社プロレド・パートナーズ
株式会社TATERU	株式会社商船三井	出光興産株式会社	日本瓦斯株式会社	株式会社ハッピー	株式会社ファンケル
株式会社IHI	株式会社船場	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	ソフトバンク株式会社	応用地質株式会社	関西電力株式会社
株式会社フォーバル	カシオ計算機株式会社	東日本旅客鉄道株式会社	株式会社GA technologies	住友化学株式会社	テクマトリックス株式会社
株式会社テリロジー	株式会社AMBITION	愛知製鋼株式会社	SOMPOホールディングス株式会社	株式会社ソルクシーズ	ラディックス株式会社
トラスコ中山株式会社	横河電機株式会社	住友商事株式会社	Hamee株式会社	株式会社TOKAIホールディングス	株式会社バローホールディングス
戸田建設株式会社	東レ株式会社	東京電力ホールディングス株式会社	SGホールディングス株式会社	株式会社シノプス	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
ジェイエフイーホールディングス株式会社	コニカミノルタ株式会社	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	SREホールディングス株式会社	株式会社日本オープンシステムズ	ダイワボウホールディングス株式会社
東京センチュリー株式会社	双日株式会社	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	西日本旅客鉄道株式会社	株式会社TSIホールディングス	株式会社フォーバルテレコム
富士フイルムホールディングス株式会社	株式会社りそなホールディングス	株式会社小松製作所	イオンディライト株式会社	株式会社竹中工務店	PwCあらた有限責任監査法人
大和ハウス工業株式会社	中外製薬株式会社	株式会社日立物流	株式会社リコー	大成建設株式会社	森トラスト株式会社
日本郵船株式会社	旭化成株式会社	三菱地所株式会社	株式会社テクノスジャパン	株式会社松浦機械製作所	株式会社三菱ケミカルホールディングス
株式会社日本データコントロール	ライク株式会社	株式会社三井住友フィナンシャルグループ	三菱電機株式会社	株式会社タスキ	東洋エンジニアリング株式会社
EIZO株式会社	株式会社パソナグループ	TIS株式会社	Zホールディングス株式会社	住友生命保険相互会社	NECプラットフォームズ株式会社
株式会社いい生活	東京瓦斯株式会社	株式会社ブリヂストン	田ヤノンマーケティングジャパン株式会社	株式会社九電工	NISSHA株式会社
株式会社大塚商会	ANAホールディングス株式会社	兼松エレクトロニクス株式会社	株式会社LIXIL	沖電気工業株式会社	STAD
第一生命保険株式会社	アイシン精機株式会社	大日本住友製薬株式会社	アスクル株式会社	テクロ株式会社	

【参考】DX認定の基準

DX認定の項目	認定基準（デジタルガバナンス・コード）
(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定	デジタル技術による社会及び競争環境の変化の影響を踏まえた経営ビジョン及びビジネスモデルの方向性を公表していること
(2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定	デジタル技術による社会及び競争環境の変化の影響を踏まえて設計したビジネスモデルを実現するための方策として、デジタル技術を活用する戦略を公表していること
(2) ① 戦略を効果的に進めるための体制の提示	デジタル技術を活用する戦略において、特に、戦略の推進に必要な体制・組織に関する事項を示していること
(2) ② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示	デジタル技術を活用する戦略において、特に、ITシステム・デジタル技術活用環境の整備に向けた方策を示していること
(3) 戦略の達成状況に係る指標の決定	デジタル技術を活用する戦略の達成度を測る指標について公表していること
(4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信	経営ビジョンやデジタル技術を活用する戦略について、経営者が自ら対外的にメッセージの発信を行っていること
(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握	経営者のリーダーシップの下で、デジタル技術に係る動向や自社のITシステムの現状を踏まえた課題の把握を行っていること
(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施	戦略の実施の前提となるサイバーセキュリティ対策を推進していること

DX認定取得のために必要と想定されるプロセスのイメージ例

- 下記の様なプロセスを経て申請を実施。申請内容に不備があっても直ちに却下されず、IPAからの不備連絡を踏まえての再提出が可能
- 審査に要する「標準処理期間」は原則として60日（土日祝日を含めず）。ただし、不備連絡を踏まえた事業者からの再提出を待つ期間は標準処理期間に含めない

（DX銘柄への選定やDX投資促進税制の利用のために認定取得を希望されている場合、必ず、十分な時間的余裕をもって申請してください。）

1 「経営ビジョン」を策定する

- 現在の自社のビジネス状況、経営環境について整理
- デジタル技術の台頭による社会や自社の競争環境への影響を分析
- 上記を前提に「経営ビジョン」を検討
- 経営ビジョンを実現するために必要となるビジネスモデルの方向性を検討

2 取締役会の承認を取り、公表する

3 「DX戦略」を策定する
※「DX戦略」には以下の2点を含む
- 体制・組織案
- ITシステムの整備に向けた方策

- 経営ビジョンに基づくビジネスモデルを実現するための戦略を検討
- 上記戦略立案においては、デジタル技術によるデータ活用を組み込むことを考慮する
- 戦略推進に必要となる体制・組織案について検討
- 体制・組織の実現に向けて必要となる人材の確保・育成、あるいは外部組織との関係構築・協業等に関する検討
- ITシステム・デジタル技術活用環境の整備に向けた方策を検討
- 上記に関する具体的な推進活動計画を検討

4 取締役会の承認を取り、公表する

5 「DX戦略推進管理体制」を策定する

- 戦略の達成度を測るための指標（KPI)を検討
- 戦略の推進状況を管理するための仕組みを検討

6 公表する

7 経営者による戦略推進状況等の情報発信を行う

8 「DX推進指標」等による自己分析を行い結果をまとめる

9 「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」等による対策を行い、セキュリティ監査報告書をとりまとめる

※策定する戦略・書類等の名称は例示

DX推進ポータルにおける申請から認定まで

- DXに関する各種申請サービスを提供するシステム（DX推進ポータル）。当ポータルサイトよりDX認定制度への申請が可能。利用には、有効なｇBizIDが必要
- 認定された事業者は、**認定申請書と共にDX推進ポータルの「認定事業者一覧」へ掲載**される

０．gBizIDの取得（DX推進ポータルへのログインに必要）

・アカウント種別は不問

・IDの取得はこちらから（リンク先参照※gBizIDに関する窓口についてはリンク先を参照ください。）

１．申請書類のダウンロード及び作成

・書類は、認定申請書（公開／Word）と申請チェックシート（非公開／Excel）の２つ

※（イメージ）申請書＝チェックシートの要約

・ダウンロードはこちら（STEP2）から（リンク先参照）

・申請のガイダンスの「３．申請に向けた準備をする」を参照しながら書類を作成

・必要に応じ、補足資料を作成（形式自由）

２．DX推進ポータルからログインし、「DX認定制度」メニューから申請

・上記「0.」で取得したgBizIDでログインし、上記「１．」で作成した書類をアップロード

・操作方法はこちら（Ｐ１０より）

３．認定後、「認定事業者一覧」へ認定申請書と共に認定事業者を掲載

・経済産業省・IPAでの認定手続が完了次第、IPAより認定の旨をメールで通知

・同日、DX推進ポータルの「認定事業者一覧」へ掲載（当日より、ロゴマークの使用が可能）

【参考】DX銘柄2022について

- DX銘柄2022に選定されるためには<u>DX認定の取得が必要</u>

<u>※以下のスケジュールは8月6日時点での予定であり、予告なく変更となる場合があります。</u>

<DX銘柄2022スケジュール（予定）>

2021年

10月以降　DX銘柄2022関連資料（調査項目等）の公開

12月以降　「デジタルトランスフォーメーション調査2022」調査回答受付開始

2022年

1月頃　調査回答受付終了

4月以降　「DX銘柄2022」「DX注目企業2022」公表

発表以降　フィードバックを実施　（6月以降を予定）

DX認定制度申請要項（申請のガイダンス）

- 申請にあたって各種必要となる準備、手順をまとめたガイダンス
- 用語、制度概要、申請準備、認定までの流れ、認定後、等の６項目で構成
- ガイダンスはこちら（PDF）：https://www.ipa.go.jp/files/000086670.pdf

＜ガイダンスの表紙＞

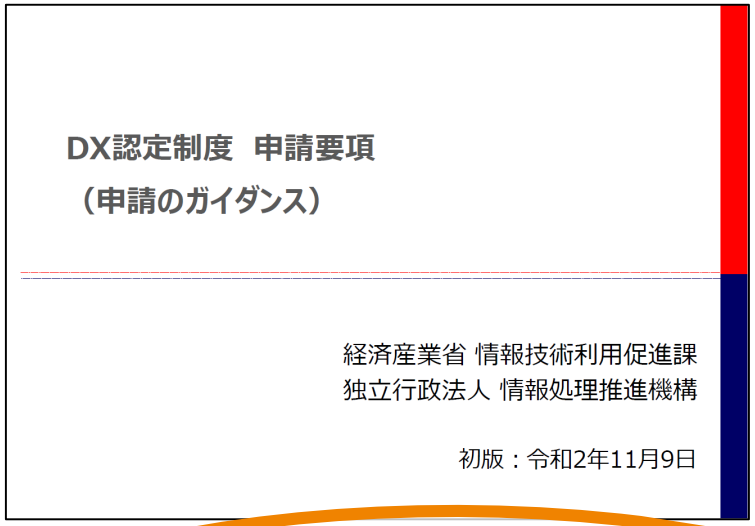
DX認定制度　申請要項
（申請のガイダンス）

経済産業省 情報技術利用促進課
独立行政法人 情報処理推進機構

初版：令和2年11月9日

＜目次＞

〔用語について〕
１．はじめに
２．制度の概要
- 制度全体像
- 制度運営体制
- 申請書について
- 認定取得要件等の確認
- 申請の流れ

３．申請に向けた準備をする
- 必要なプロセスのイメージ
- 申請要件などの確認
- 認定申請書の確認
- 注意事項等の確認
- 記入にあたり
- 設問（１）～（６）の記入要領
- 申請書類の最終確認（提出物）

４．申請から認定されるまで
- 申請方法
- 審査期間中の対応
- 結果の受領
- ホームページのへの掲載

５．認定後について
- 認定の更新
- 変更の届出
- 認定の取消

まずはガイダンスをチェック！！

認定事業者の申請書の公開

- 認定された事業者の申請書はDX推進ポータルの「認定事業者一覧」から閲覧可能

DX推進ポータル

DX認定制度 認定事業者の一覧

DX認定制度により認定された事業者については、認定事業者一覧としてこちらのページで公表を行います。

※認定事業者の氏名又は名称・代表者氏名・住所は、認定におけるgBizIDの登録情報を基に公表しております。
なお、認定事業者の氏名又は名称・代表者氏名・住所は、変更届出の内容により、認定適用日以降に修正される場合があります。

【手続き番号について】

手続き番号は以下の内容となります。
「DX-○○○○（西暦）-○○（月）-○○○○（年月内の連番）-○○（認定・更新回数）」
※ 年月内の連番は、法人の場合は法人番号順に採番されます。

ここからダウンロード可能

当月（○月）の認定事業者一覧

○○件 の事業者が認定されました。（法人番号順に表示）

#	一般事業主の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	法人番号等
	手続き番号	認定の適用日	認定の期間	申請書
1	○○株式会社	姓　名	東京都千代田区霞が関1丁目3番1号	0000000000000
	DX-2XXX-XX-0001-01	2XXX年X月X日	適用日より2年間（2XXX年X月X日まで）	ダウンロード

【参考】よくある問い合わせ・不備の例（形式）

特に確認すべき点：形式

・補足資料の添付漏れが無いか、参照している内容の掲載箇所が示されているか
・法人番号に誤りはないか、項目そのものの記入漏れが無いか

〇問い合わせ
・申請書へは押印が必要か
・チェックシートの文字が見切れるが確認してもらえるのか
→**押印は不要**。電子媒体で確認するため、**見切れても問題ない。**

〇申請書における不備
・内容が**チェックシートの記載内容の要約となっていない**
・確認に必要となる参照URLや公開資料の**掲載箇所が示されていない**
・申請日付がポータルでの提出日よりも**未来の日付**となっている
・申請書やチェックシートにおいて**申請者側の作業用の情報が残っている**
・申請に要するgBizIDの**登録情報が古いままとなっている**

〇チェックシートにおける不備
・確認に必要となる参照URLや公開資料の**掲載箇所が示されていない**
・補足資料を必要とする申請内容にも関わらず**補足資料が無い**
・確認欄が**「☑はい」ではない状態で提出**されている
・**書式が崩れている**

【参考】よくある問い合わせ・不備の例（公表状況・設問間の関連性）

特に確認すべき点：公表状況

・公表されており、かつ、機関承認を得ていることがわかる形となっているか

〇問い合わせ

・公表媒体はどんなものが必要か、公表予定では不可か

→**<u>媒体の指定は無く、機関承認を得て公表されていること</u>**が必要。

〇申請書／チェックシートにおける不備

・複数の設問に対して**<u>「未公表」とのみ記載</u>**されており内容が確認できない

特に確認すべき点：設問間の関連性

・前後関係や整合性に関する十分な説明がなされているか

〇申請書／チェックシートにおける不備

・設問と設問、公表媒体との**<u>関連性や時期に不整合</u>**がある

【参考】よくある問い合わせ・不備の例（グループ会社）

特に確認すべき点：グループ会社

・申請事業者を主体とした公表媒体であり、経営者の主体性が確認できる内容か
・親会社・子会社間、グループ会社間の関連性を説明できるか

〇問い合わせ

・子会社は親会社の公表媒体に基づいて申請できるか
・親会社は事業を持たないため、主要子会社の事業を含めて良いか
→**申請事業者を主体とした公表媒体**であることを前提に、**親会社の方針に基づく内容**であり、**関連性の補足説明ができれば**申請可能。
・親会社が認定を受けていたら子会社もロゴマークを使用できるか
→**認定事業者以外は原則不可**。見せ方次第のため要相談。

〇申請書／チェックシートにおける不備

・子会社が親会社と**同一内容で申請**しており、**関連性に関する説明が不足**

【参考】よくある問い合わせ・不備の例（設問（１）、（２））

（１）企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定
（２）企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定

特に確認すべき点：設問（１）

・意思決定機関の決定がされているか、その内容に沿っているか、
・方向性が示されているか、デジタル技術の活用が位置付けられているか（※）
※公表媒体等からの抜粋が概略過ぎるなどして説明不足となっていないか→必要に応じて補足追記可能

〇申請書／チェックシートにおける不備
- **意思決定機関の決定に基づく説明**であることが確認できない
- いわゆる**意思決定機関の決定を受けていないと思われる内容**となっている

特に確認すべき点：設問（２）

・「戦略」としての具体性が示されているか、デジタル技術の活用が位置付けられているか（※）
※公表媒体等からの抜粋が概略過ぎるなどして説明不足となっていないか→必要に応じて補足追記可能

〇申請書／チェックシートにおける不備
- **（１）と全く同じ内容**となっており、**戦略としての具体性**が確認できない
- **「データ活用を組み込んだもの」とされる内容**が確認できない

【参考】よくある問い合わせ・不備の例（設問（２）①②）

（２）企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定

①戦略を効果的に進めるための体制の提示

②最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示

特に確認すべき点：設問（２）①

・戦略を示す公表媒体からの抜粋か
・公表の体制・組織と戦略との関係性、機関承認との関連性が説明できるか

〇申請書／チェックシートにおける不備

・（２）で示す**公表媒体からの抜粋**となっていない
・体制変更に係る公表のみで、**戦略との関連性が不明**
・公表媒体が**機関承認を得ていること**が確認できない

特に確認すべき点：設問（２）②

・戦略を示す公表媒体からの抜粋か
・公表の取組み内容と戦略との関係性、機関承認との関連性が説明できるか

〇申請書／チェックシートにおける不備

・（２）で示す**公表媒体からの抜粋**となっていない
・取組み内容と**戦略との関連性が不明**

【参考】よくある問い合わせ・不備の例（設問（３）、（４））

（３）戦略の達成状況に係る指標の決定
（４）実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信

実務執行総括責任者（経営者）とは・・・
経営者、もしくは経営者と同等の権限・責任を有する者。（例：社長、CEO等）
申請のガイダンスにおいては、これらを総称して「経営者」と記載する場合がある。

特に確認すべき点：設問（３）

・戦略との関連性が明確か

〇申請書／チェックシートにおける不備
・**<u>戦略との関連性が説明できない指標</u>**が設定されている

特に確認すべき点：設問（４）

・経営者自らの発信であることが確認できるか

〇申請書／チェックシートにおける不備
・戦略との関連性が不明
・**<u>経営者の発信であること</u>**が確認できない
・**<u>組織内のみへの発信</u>**となっている
・戦略の資料の公表を以て経営者の発信としており、**<u>戦略の推進状況等の発信となっていない</u>**

【参考】よくある問い合わせ・不備の例（設問（５）、（６））

（５）実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握

（６）サイバーセキュリティに関する方策の明確な策定及び実施

特に確認すべき点：設問（５）

・経営者が主導していることが明示されているか、
・独自の課題把握の場合の資料は、その内容が説明されているか

〇申請書／チェックシートにおける不備

・**<u>経営者が主導していること</u>**が確認できない
・「DX推進指標の入力サイトに提出」との記載があるが、提出がされていない
・独自での課題把握の場合に、その結果がわかる資料が添付されていない
・独自での課題把握の場合に、**<u>把握のためのプロセスのみが説明されている</u>**

特に確認すべき点：設問（６）

・監査の実施概要が確認できる内容となっているか

〇申請書／チェックシートにおける不備

・**<u>監査の観点のみが記載</u>**されている
・監査の実施について、チェックシートの「確認事項」に則した事項がない

【参考】関連リンク一覧

１．申請準備

・DX認定制度のHP
　├DX認定制度申請要項（申請のガイダンス）
　├認定申請書（Word）
　└申請チェックシート（Excel）

２．申請

・gBizIDトップページ（ID取得必須）
・DX推進ポータル
　├DX推進ポータル利用者マニュアル
　└認定事業者一覧

参考．経済産業省HP

・デジタルガバナンス・コード
・改正情報処理促進法の施行に関するニュースリリース
・DX認定制度のWeb申請受付開始に関するニュースリリース

お問い合わせ窓口のご紹介

・DX認定制度の概要及び本資料全般に関するお問い合わせ窓口
経済産業省　商務情報政策局
情報技術利用促進課
電話:03-3501-2646（直通）

・**DX認定制度の申請**に関するお問い合わせ窓口
独立行政法人　情報処理推進機構
DX認定制度事務局
mail：ikc-dxcp@ipa.go.jp